

事前調査結果の報告が義務になりました！

～ 2022年4月1日着工の工事から～

事前調査

建築物、工作物、船舶の解体・改修作業を行うときは、原則全ての工事で、石綿等の有無の調査（事前調査）を行うことが必要です。

- 工事の規模や請負金額に関わりなく必要です。
- 建築物、船舶の事前調査は、2023年10月から必要な知識を有する者に調査を行わせることが必要になりました。
- 工作物の事前調査は、2026年1月から必要な知識を有する者に調査を行わせることが必要になります。



事前調査結果の報告

一定規模以上の工事は、あらかじめ電子システムで労働基準監督署に事前調査結果の報告を行うことが必要です。
(様式第1号による報告書の提出で代えることもできます。)



建築物の解体・改修工事

- 工事に係る部分の床面積の合計が80㎡以上の解体工事
- 請負代金が100万円以上の改修工事



工作物の解体・改修工事

- 厚生労働大臣が定めるものの解体・改修工事で、請負代金が100万円以上のもの



船舶の解体・改修工事

- 総トン数が20トン以上のもの

石綿事前調査結果報告システム

石綿事前調査結果報告システムを使用すれば、労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

- システムの利用には**GビズID**が必要です。GビズID取得の上、石綿事前調査結果報告システムを利用してください。



GビズID



石綿事前調査結果報告システム

■ 詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください。

- 石綿障害予防規則の概要、解体・改修工事のマニュアルなどの情報を掲載しています。



事前調査結果の報告が義務になりました！

～ 2023年10月1日から ～

事前調査

建築物、工作物、船舶の解体・改修作業を行うときは、原則全ての工事で、石綿等の有無の調査（事前調査）を行うことが必要です。

- ・ 工事の規模や請負金額に関わりなく必要です。
- ・ 建築物、船舶の事前調査は、**2023年10月**から必要な知識を有する者に調査を行わせることが必要になりました。
- ・ 工作物の事前調査は、**2026年1月**から必要な知識を有する者に調査を行わせることが必要になります。

建築物の解体・改修工事

● 次の方に行わせることが必要です。*1



種別	調査できる対象物
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者 	すべての建築物
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者 	一戸建ての住宅 共同住宅の住戸の内部

● 愛知県内で講習を行っている機関

公益社団法人愛知労働基準協会 名古屋市中区栄2丁目9番26号 ポーラ名古屋ビル内 052-221-1436		中央労働災害防止協会 中部安全衛生サービスセンター 名古屋市熱田区白鳥1-4-19 052-682-1731	
建設業労働災害防止協会 愛知県支部 名古屋市中区栄3丁目28番21号 愛知建設業会館4階 052-242-4441		一般社団法人刈谷労働基準協会 刈谷市高松町1丁目29番地 0566-21-6337	
株式会社建設業安全推進協会 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目2番28号 052-526-2511		これらの機関以外の講習情報は、 「石綿総合情報ポータルサイト」 内の「講習会情報」をご参照ください。	
名古屋東労働基準協会 愛知県名古屋市長郷区牛巻町8-9 渡辺ビル2階 052-882-3909			

工作物の解体・改修工事

● 次の方に行わせることが必要です（2026年1月から）。*1



【特定工作物のうち、炉設備、電気設備、配管設備、貯蔵設備等】

・ 工作物石綿事前調査者

【特定工作物のうち、建築物と一体となっている設備 又は

工作物（特定工作物除く）のうち、石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等】

・ 工作物石綿事前調査者

・ 一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、若しくはこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

船舶の解体・改修工事

● 次の方に行わせることが必要です。*1



- ・ 船舶石綿含有資材調査を行う者で、船舶石綿含有資材調査者講習を受講し修了考査に合格した者
- ・ 上記と同等以上の知識を有すると認められる者

分析調査

● 次の方に行わせることが必要です。

- ・ 厚生労働大臣が定める分析調査講習を受講し、修了考査に合格した者
- ・ (公社)日本作業環境測定協会の「石綿分析技術の評価事業」でAランク、Bランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- ・ (一社)日本環境測定分析協会の「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)修了者」
- ・ (一社)日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者」
- ・ (一社)日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」
- ・ (一社)日本繊維状物質研究協会の「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

*1 石綿障害予防規則第3条第3項各号に規定する場合を除きます。

知識を有する方等に行わせることが必要になります。

